

---

## 第3回 日吉津村議会定例会会議録 [第4日]

令和7年9月19日(金曜日)

---

### 議事日程(第4号)

令和7年9月19日 午後1時30分 開議

- 日程第 1 陳情第 6号 消費税5%への引き下げとインボイス制度の廃止を求める陳情書について (総務経済常任委員長審査報告)
- 日程第 2 陳情第 7号 「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書採択の陳情書について (教育民生常任委員長審査報告)
- 日程第 3 陳情第 8号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2026年度政府予算に係る意見書採択の陳情書について (教育民生常任委員長審査報告)
- 日程第 4 議案第 39号 日吉津村の行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 40号 令和7年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算(第4回)
- 日程第 6 議案第 41号 令和7年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1回)
- 日程第 7 議案第 42号 令和7年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回)
- 日程第 8 議案第 43号 令和7年度日吉津村下水道事業会計補正予算(第1回)
- 日程第 9 認定第 1号 令和6年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 10 認定第 2号 令和6年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 11 認定第 3号 令和6年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 12 認定第 4号 令和6年度日吉津村下水道事業会計利益剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第 13 発委第 3号 「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書について
- 日程第 14 発委第 4号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書について
- 日程第 15 議員派遣の件について

- 日程第 16 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について  
日程第 17 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について  
日程第 18 広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査について  
日程第 19 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
- 

### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 陳情第 6 号 消費税 5%への引き下げとインボイス制度の廃止を求める陳情書について (総務経済常任委員長審査報告)
- 日程第 2 陳情第 7 号 「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書採択の陳情書について (教育民生常任委員長審査報告)
- 日程第 3 陳情第 8 号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2026年度政府予算に係る意見書採択の陳情書について (教育民生常任委員長審査報告)
- 日程第 4 議案第 39 号 日吉津村の行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 40 号 令和 7 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算 (第 4 回)
- 日程第 6 議案第 41 号 令和 7 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算 (第 1 回)
- 日程第 7 議案第 42 号 令和 7 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 回)
- 日程第 8 議案第 43 号 令和 7 年度日吉津村下水道事業会計補正予算 (第 1 回)
- 日程第 9 認定第 1 号 令和 6 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 10 認定第 2 号 令和 6 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 11 認定第 3 号 令和 6 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 12 認定第 4 号 令和 6 年度日吉津村下水道事業会計利益剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第 13 発委第 3 号 「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書について
- 日程第 14 発委第 4 号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書について
- 日程第 15 議員派遣の件について
- 日程第 16 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について

日程第 17 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について

日程第 18 広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査について

日程第 19 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

---

**出席議員（10名）**

1 番 齊 田 光 門	2 番 加 藤 修
3 番 江 田 加 代	4 番 長谷川 康 弘
5 番 前 田 昇	6 番 石 原 浩 明
7 番 河 中 博 子	8 番 橋 井 満 義
9 番 松 田 悦 郎	10 番 山 路 有

---

**欠席議員（なし）**

---

**欠 員（なし）**

---

**事務局出席職員職氏名**

局長 ----- 里 英 樹 書記 ----- 森 下 瞳

---

**説明のため出席した者の職氏名**

村長 ----- 中 田 達 彦	副村長 ----- 小 原 義 人
総務課長 ----- 橋 田 和 久	住民課長 ----- 森 由 紀 子
福祉保健課長 ----- 矢 野 孝 志	建設産業課長 ----- 福 井 真 一
教育長 ----- 奥 田 和 弘	教育次長 ----- 横 田 威 開
会計管理者 ----- 景 山 美 穂	

---

**午後 1 時 30 分 開議**

○議長（山路 有君） 皆さんこんにちは、ただ今から令和 7 年 9 月第 3 回定例会最終日、討論採決を開催します。

ただ今の出席議員数は 10 名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

**日程第 1 陳情第 6 号**

○議長（山路 有君） 日程第 1、陳情第 6 号消費税 5%への引き下げとインボイス制度の廃止を求める陳情書についてを議題とします。本陳情については、本会議において総務経済常任委員会に審査を付託していますので、総務経済常任委員長から審査経

過と結果の報告を求めます。

松田総務経済常任委員長。

○**総務経済常任委員長(松田 悦郎君)** 総務経済常任委員会陳情審査報告を行います。総務経済常任委員会に付託されました陳情第6号、消費税5%への引き下げとインボイス制度廃止を求める陳情書を、9月5日13時30分から委員会室において審査を行いました。その審査と結果について報告をします。

まず、出席議員は敬称略しますが橋井、加藤、斉田、山路、松田の常任委員5人で慎重審議を行いました。その審査経過と審査結果を報告します。

陳情に入る前に、米子民商の滝根様より物価高騰及びトランプ関税により、地方経済は苦境に立たされているので、消費税5%の減税とインボイス制度は廃止すべきについて説明を受けました。

その後、議員とこの内容を審議しました。その審査経過についてですが、消費税5%への引き下げは年間11兆円以上であり、国に財源があれば実施してもよいが、それだけの余裕はある財源はない。インボイスは課税業者が請求する経費は手間がかかるかもしれないが、廃止することに意義があると思わない。参議院選挙で野党は消費税5%にすべきと訴えていたが、その野党も二の足を踏んでいるし、その代替え財源も不明である。インボイスは定着したといえども相当負担が大きい。消費税5%に下げるのは根拠に乏しいし、その財源を大企業からの法人税、個人の所得税、相続税を検討するのは疑問に思う。インボイスは当事者自身しか分からないことが多いが、理解する部分も多い。消費税5%にすれば、国民は喜ぶと思うがいったん下げたら二度と上げられない。インボイス制度は理解できない。消費税を5%に下げるのは理解できない。インボイス制度導入は2年経過し、今後の経過を見なければならぬが、現段階での廃止は無理である。

以上、多くの意見が出されましたが、趣旨採択2名、不採択2名と意見が分かれ委員長が不採択にまわり、最終的に不採択となりました。以上報告終わります。

○**議長(山路 有君)** 報告が終わりましたので、これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**議長(山路 有君)** 質疑はないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。最初に反対討論ありませんか。

江田議員。

○**議員(3番 江田 加代君)** 3番、江田です。陳情第6号、消費税5%への引き下げとインボイス制度の廃止を求める陳情について、先ほどの委員長報告は不採択にすべきでした。私は委員長報告に、反対の立場で討論いたします。

消費税は膨大な滞納を招く欠陥があります。消費税の納税義務者は、売り上げがあれば赤字でも納税しなければなりません。そのため、滞納が発生しやすい欠陥税とも

言えます。結局、免税店をなくすことは、税率を上げずに増税できるということです。消費税は赤字でもかかる事業税のような税金で、間接税というより直接税といっても言い過ぎではありません。

消費税を滞納し、非免責債権として残り続けることは事業に失敗し、借金を負い、しかも破産しても免責されないというリスクがある状況では、新たな事業を始めたいとかチャレンジをしたいと考えても、二の足を踏んでしまうことになります。生活再建の妨げになる消費税という税金を、半強制的に納税させるのがインボイス制度です。経済活動を阻害されることにもなります。物価高騰で何もかもが値上がりしています。

小さな店が、営業を続けられる支援になる本陳情の採択をいただきますことをお願いし、わたくしの委員長報告に対する反対討論といたします。ご賛同よろしくお願いたします。

**○議長（山路 有君）** 次に賛成討論はありませんか。

齊田議員。

**○議員（1番 齊田 光門君）** 失礼いたします。1番、齊田でございます。陳情第6号消費税5%への引き下げとインボイス制度の廃止を求める陳情書について、委員長報告のとおり、賛成の立場から討論させていただきます。

まず、消費税5%への引き下げに関しましてですが、消費税減税廃止は特に財政への影響や、政策行為の限界は見逃せません。消費税は一般会計の重要な財源、令和6年度の当初予算では租税及び印紙収入約69.6兆円のうち、消費税収入約23.8兆円、21.2%を占めております。

これは所得税約17.9兆円15.9%や、法人税約17兆円15.1%を上回る規模にあります。結果として、政府は他の手段で財源確保に動く必要が出てきます。消費税を下げれば物の値段が下がり、家計が楽になると考えられますが、特に不景気は、将来の不安が強い時ほどお金の使い方は慎重になります。減税は、短期的には家計にうれしい対策ではありますが、長期的には負担が戻ってくる延命措置に過ぎない場合もあります。本当の意味でインフレを落ち着かせるためには、エネルギー政策や為替対応、国内の供給力など構造的な課題へのアプローチが欠かせません。消費税は、社会保障などを支えるために導入された重要な財源であります。税率を下げることは、将来的な財政負担になる恐れがあるため、現状維持すべきであると考えます。

次に、インボイス制度でございますが、正式名称としては適格請求書など保有方式、これは2023年10月の1日から導入された制度で、売り手が買い手に対して正確な適用税率、もしくは消費税額を伝えることを目的として、消費税額の正確な把握、電子インボイスの普及促進と業務効率化、取引の透明性の向上などがございます。消費税の適正な申告と納税、そして経済活動の透明性と効率化を目指す制度でございます。

今後の動向としまして、現状インボイス制度の廃止が発表されたという事実はござい

ません。また、政府はインボイス制度の普及を目的とした施策を、積極的に現在進めております。現時点で、インボイス制度の廃止の可能性は低いと考えられております。事業者は、負担軽減のための特例措置も用意されており、現在の制度に適応していくことが求められております。インボイス制度は開始から2年経過しております。事務処理の軽減なども踏まえ、必要ではございますが、状況を見ながら必要に応じて見直すことも必要と考えます。

以上、他の議員の皆様におかれましても、今申し上げました現状を踏まえ、賛同いただけますようよろしくお願い致します。以上により討論を終わります。

○議長（山路 有君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で討論を終わります。

これから陳情第6号を採決します。この採決は起立によって行います。本陳情に対する委員長の報告は不採択です。したがって、原案について採決します。本陳情を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（山路 有君） 起立少数と認めます。したがって、陳情第6号は不採択とすることに決定しました。

---

## 日程第2 陳情第7号

○議長（山路 有君） 日程第2、陳情第7号「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書採択の陳情についてを議題とします。本陳情については、本会議において教育民生常任委員会に審査を付託していますので、教育民生常任委員長から審査経過と結果の報告を求めます。

河中教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（河中 博子君） 教育民生常任委員長の河中です。本委員会に付託されました陳情第7号の審査結果を、会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

陳情第7号令和7年9月19日日吉津村議会議長山路有様。教育民生常任委員長河中博子。陳情提出者、米子市米原2丁目3番20号アーバンプラザ1-4、鳥取県教職員組合西部支部支部長西田周郎、鳥取県高等学校教職員組合西部支部支部長先灘文広、陳情の件名「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書採択の陳情書、この陳情は、子どもたちのゆたかな学びを保障するため、学習指導要領の内容を見直し、早期改善を求めるものです。

審議は、9月5日朝9時から議会委員会室で行い、その結果全会一致で採択すべきとなりました。出席者は敬称は略します。石原浩明、江田加代、長谷川康弘、前田昇、河中博子、教育民生常任委員5名と事務局から里英樹事務局長の6人です。陳情の概

要、今、学校現場では小・中・高校合わせると、不登校の子供の数は 41 万人を超えると文部科学省の調査で明らかになっています。

とりわけ小・中学校では 11 年連続で増加し、過去最多となっています。また、貧困、いじめ、教職員の未配置など解決すべき課題が山積しており、教職員の長時間労働の実態も改善されず、子供達のゆたかな学びを保障するための教材研究や、授業準備の時間を十分に確保することが困難な状態となっています。

学習指導要領の改訂は、子どもたちのゆたかな学びの保障や、教職員の働き方改革に大きく関わり「カリキュラム・オーバーロード」の状態を改善することが喫緊の課題となっています。このため、次期学習指導要領の内容の精選や、標準授業時数の削減が実現されますよう、地方自治法第 99 条の規定に基づき、国の関係機関への意見書の提出を陳情いたしますというものです。文部科学省の示す標準時間字数では、毎日 5 時間授業でも標準時間時数後には達するようですけれども、学習指導要領の内容が多く、現状ではほとんどの学校で 6 時間授業を行い、授業時数も内容も詰め込んで子供に負担をかけているのが実態だと聞いています。

審議中、各委員とも要望は妥当であるという意見で一致し、詰め込み授業では考える余裕もなく、逆に子供達が理解できなくなる。学力向上よりゆとりある授業に改善すべきだ。根本は先生の数を増やすこと、多忙化の解消につながる。教育とは何かの原点に立ち返って考えて欲しいなど活発な意見が交換され、採決の結果採択となりました。

以上で報告を終わります。議員の皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（山路 有君） 報告が終わりましたので、これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、以上で討論を終わります。

これから陳情第 7 号を採決します。この採決は起立によって行います。本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情は委員長報告のとおり、採択することに賛成の方は起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山路 有君） 起立全員と認めます。したがって、陳情第 7 号は採択することに決定いたしました。

---

### 日程第 3 陳情第 8 号

○議長（山路 有君） 日程第 3、陳情第 8 号ゆたかな学びの実現・教職員定数改善

をはかるための、2026 年度政府予算に係る意見書採択の陳情書についてを議題とします。本陳情については、本会議において教育民生常任委員会に審査を付託していますので、教育民生常任委員長から審査経過と結果の報告を求めます。

河中教育民生常任委員長。

**○教育民生常任委員長（河中 博子君）** 教育民生常任委員長の河中です。本委員会に付託されました陳情第 8 号の審査結果を、会議規則第 94 条第 1 項の規定により報告いたします。

陳情第 8 号令和 7 年 9 月 19 日日吉津村議会議長山路有様、教育民生常任委員長河中博子。陳情提出者、米子市米原 2 丁目 3 番 20 号アーバンプラザ 1-4 鳥取県教職員組合西部支部支部長西田周郎、鳥取県高等学校教職員組合西部支部支部長先灘文広、件名、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善を図るための、2026 年度政府予算に係る意見書採択の陳情、この陳情は、少人数学級の早期実現と、それに伴う教職員の定数改善及び財政措置を国に求めるものです。審議は 9 月 5 日、朝 9 時から議会委員会室で行い、全会一致で採択となりました。出席者は敬称を略します。江田加代、長谷川康弘、前田昇、石原浩明、河中博子の教育民生常任委員 5 名と、議会事務局から里英樹事務局長の 6 人です。

陳情項目は 5 点、要約いたしますと 1、高等学校での 35 人学級を早急に実施すること。2、教職員定数改善を推進すること。3、加配の削減は行わないこと。4、改善に必要な財政措置を講じること。5、すべての自治体で加配措置をはじめとした必要な財政措置を講ずること。以上です。

陳情の概要、学校現場では貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など、解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や、授業の準備の時間を十分に確保することが困難な状態となっています。ゆたかな学びや、学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。2021 年の改正により、国の小学校の学級編制標準は、2025 年度までに 35 人に引き下げられました。

鳥取県では国に先駆けて、30 人にする措置を行っていることによって、県と市町村が加配分の人件費を負担しており、市町村の財政負担を減らすためには、国の学級編制標準の引き下げが必要です。今後は、高等学校での早期実施ときめ細かい教育活動を進めるために、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要であり、こうした観点から 2026 年度政府予算編成において要求が実現されるよう、地方自治法第 99 条の規定に基づき、国関係機関への意見書提出を陳情いたしますというものです。

審議中、委員会ではきめ細かい教育活動を進めるためにも、先生の数を増やすことは必須である。鳥取県が少人数学級を先行したのは、その必要性があるからであり、財源措置は国にやってもらいたい。先生達に教材研究をする時間が必要だなど、学校

教育に対する意見が活発に交換されました。採決の結果、全会一致で採択となりました。

いつも申しますが、教育制度について言及する場合は、子供ファーストを基本命題として取り組んできだと考えます。議員各位のご賛同お願い致します。終わります。

○議長（山路 有君） 報告が終わりましたので、これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 質疑はないようですから質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、以上で討論を終わります。

これから陳情第8号を採決します。この採決は起立によって行います。本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情は委員長報告のとおり、採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山路 有君） 起立全員と認めます。したがって、陳情第8号は採択することに決定しました。

---

#### 日程第4 議案第39号

○議長（山路 有君） 日程第4、議案第39号日吉津村の行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。原案について賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山路 有君） 起立全員と認めます。したがって議案第39号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5 議案第40号

○議長（山路 有君） 日程第5、議案第40号令和7年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第4回）を議題とします。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。原案について賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（山路 有君） 起立全員と認めます。したがって議案第 40 号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第 6 議案第 41 号

○議長（山路 有君） 日程第 6、議案第 41 号令和 7 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 回）を議題とします。これから討論を行います。最初に反対討論はありませんか。

江田議員。

○議員（3 番 江田 加代君） 3 番、江田です。議案第 41 号令和 7 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 回）、これに対する反対の立場で討論いたします。反対する理由は、来年度に施行される子ども子育て支援制度の導入に伴う、システム改修費用の計上に反対する理由です。

医療保険料に含めて、子ども子育て支援金を徴収する理由についての政府の説明は、国保新聞によりますと、医療保険制度が他の社会保険制度に比べ、賦課対象者が広いこと、幅広い給付体系となっており、世代を超えた支え合いの仕組みが組み込まれていることだということと、さらに支援金は、社会保険料と位置付けられる。子育てが終わった人や、子供がいない人は、給付が受けられず、給付と負担の対応関係が明確な社会保険料に見合わないとの指摘もありますが、支援金を直接受けない方にとっても、実効性のある少子化対策によって、経済社会システムや地域社会を維持し、国民皆保険制度の持続可能性を高めることは、かけがえのない重要な意義を持つと理解を国民に求めておられます。

これは国保新聞に記載された理由です。先ほども消費税の話がありましたが、消費税導入時は、社会保障の充実の財源のためということで消費税が導入され、税率が上げて行かれました。医療保険料を少子化対策に使うことは、疾病、障害、高齢などの健康リスク発生への備えであり、医療保険の目的を逸脱するものであり、予算措置を受け入れることはできません。

以上、私の反対理由を述べ討論といたします。皆様のご賛同よろしく願いいたします。

○議長（山路 有君） つづいて、賛成討論を行います。討論ありませんか。

他に討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山路 有君） 討論がないようですから討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。原案について賛成の方の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（山路 有君） 起立多数と認めます。したがって、議案第 41 号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第 7 議案第 42 号

○議長（山路 有君） 日程第 7、議案第 42 号令和 7 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）を議題とします。これから討論を行います。最初に反対討論はありませんか。

江田議員。

○議員（3 番 江田 加代君） 3 番、江田です。議案第 42 号令和 7 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）私の反対する理由は、来年度に施行される、子ども子育て支援金制度の導入に伴うシステム改修費用の計上に反対する理由です。

後期高齢者医療保険制度は、制度に問題があることはいつも申しておりますけども、子ども子育て支援制度の、もうすでに 6 年度には子育て支援の出産費用の一部が、保険料に上乗せされております。それらのことをもちまして、私はこの補正予算に反対するものです。皆様のご賛同よろしくお願いいたします。

○議長（山路 有君） 次に賛成討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山路 有君） 討論がないようですから討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。原案について賛成の方の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（山路 有君） 起立多数と認めます。したがって、議案第 42 号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第 8 議案第 43 号

○議長（山路 有君） 日程第 8、議案第 43 号令和 7 年度日吉津村下水道事業会計補正予算（第 1 回）を議題とします。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山路 有君） 討論がないようですから、討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。原案について賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（山路 有君） 起立全員と認めます。したがって、議案第 43 号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 9 認定第 1 号 から 日程第 12 認定第 4 号

○議長（山路 有君） お諮りします、日程第 9 から日程第 12 までは決算の認定に関する議案ですので、一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、日程第 9、認定第 1 号令和 6 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第 10、認定第 2 号令和 6 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 11、認定第 3 号令和 6 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 12、認定第 4 号令和 6 年度日吉津村下水道事業会計利益剰余金の処分及び決算の認定についてを一括議題とします。

本 4 議案については、本議会において議員全員で構成する、決算審査特別委員会に審査を付託していますので、決算審査特別委員会委員長から審査経過と結果の報告を求めます。

河中決算審査特別委員長。

○決算審査特別委員長（河中 博子君） 決算審査特別委員長の河中です。審査の結果と審議内容について報告いたします。

令和 7 年 9 月 19 日日吉津村議会議長山路有様、決算審査特別委員会委員長河中博子。決算審査報告書、令和 7 年第 3 回定例会において、本特別委員会に付託されました事件は、審査の結果次のとおり決定いたしましたので、会議規則第 77 条の規定により報告いたします。

事件番号、認定第 1 号令和 6 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第 2 号令和 6 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について認定、認定第 3 号令和 6 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第 4 号令和 6 年度日吉津村下水道事業会計利益剰余金の処分及び決算の認定について、審査日時、令和 7 年 9 月 9 日、10 日、16 日の 3 日間、審査場所、日吉津村議会委員会室、委員構成、敬称は略します。委員長河中博子、副委員長松田悦郎、委員加藤修、江田加代、前田昇、長谷川康弘、斉田光門、石原浩明、橋井満義、山路有の議員 10 名全員です。説明員として出席していただきましたのは、橋田和久総務課長、高塚悠美代室長、矢野孝志福祉保健課長、山路由紀子こども園園長、福井真一建設産業課課長、松田健作係長、松田真澄住民課課長補佐、教育委員会より奥田和弘教育長、横田威開教育次長、議会事務局里英樹事務局長、以上です。

審査結果、認定第1号令和6年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計歳入歳出決算の認定については認定、認定第2号令和6年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について認定、認定第3号令和6年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について認定、認定第4号令和6年度日吉津村下水道事業会計利益剰余金の処分及び決算認定について可決・認定されました。

審議の主な項目について報告いたします。一般会計歳入について、村民税は定額減税により減額となったが、法人税が増額となりほぼ前年度並みとなった。税の徴収率は高い水準だが、引き続き徴収努力に努められたい。地方交付税前年度比5.5%の増額、子ども子育て関係や地域デジタル社会推進費の需用費が増となったことが要因である。寄附金前年度比36%の大幅な減額、これはふるさと納税による寄附金の減少が主な要因であり、返礼品の開発など増収の努力をされたい。

歳出について、民生費は前年度比35.5%の増額である。主な要因は物価高騰重点支援給付金や、こども園の増築工事、こども園と児童館の人件費である。消防費、前年度比30.5%の増額、この要因は防災行政無線機能強化事業の増である。また、村防災訓練は地域に活かせる訓練とされたい。諸支出金、前年度比65.6%の増額となった。これは昨年度より、財政調整基金及び一般廃棄物処理施設整備費積立基金を増額したことが要因である。

次に国民健康保険事業勘定特別会計です。歳出の前年度比は7.1%の増である。国民健康保険の加入世帯数と、被保険者数は減少傾向であり、一人当たりの医療費は増加傾向にある。引き続き健康維持のための事業推進を図られたい。

後期高齢者医療特別会計について、歳出の前年度比は20.2%の増である。高齢化が進むなか、医療費の増加に伴う特別会計への繰入金も増加傾向である。国の制度改正を踏まえ、広域連合などの関係機関と連携し、適正な事業運営に努められたい。

下水道事業会計利益剰余金の処分及び決算についてです。下水道使用料は段階的に本来の料金設定になっている。引き続き収益確保のため、将来的な人口動向の把握に努められたい。また、水洗化率は前年度と比べて0.15ポイント増の99.33%となった。

以上です。

なお、審査の過程で、次年度予算編成及び今後の見直しの為に、別紙付帯意見を添付する。指摘事項については速やかに検討の上、議会との協議の場で回答されたい。少しだけ付帯意見について、ピックアップして紹介致します。総務課、行政経営及び地方創生のマネージャーは、村の主体性を持って委託の内容、期間等を明確にして成果を上げられたい。日吉津チャンネルの加入率を上げるため、現状を分析されたい。住民課、資源ごみ持ち去りを禁止する条例を検討されたい。福祉保健課、児童館の高学年の受け入れは、クラブや塾など学令に合った機能を加えられたい。他、お手元に配付の12項目です。以上で決算審査の報告を終わります。

○議長（山路 有君） 認定第1号から認定第4号まで、委員長報告は認定すべきものとなっていますので、この際、質疑はないものとし討論採決は議案ごとに行います。

まず、認定第1号に対する討論を行います。最初に反対討論はありませんか。

江田議員。

○議員（3番 江田 加代君） 3番、江田です。認定第1号令和6年一般会計歳入歳出決算の認定について、私は反対の立場で討論いたします。私が反対致しますのは、やはり人材育成交流事業についての予算規模が大きすぎるということです。どの子ども子供たちは、伸びる素質を持った子供たちですが、この予算の使い方が、もう少しどの子にも、行き渡ったらいいなということを感じた決算審査でした。改めて、おそらく10年目を迎えたんでしょうか、この人材育成交流事業が、この度の決算審査で特に感じたのは、一体誰のための人材育成なのかということ。そして、どのような人材を育てたいのか、そして疑問に思うことがたくさんありました。子供の将来に対する投資であるならば、もっと多くの子供達に平等に分け与えた方が良いのではないかと、また、組合立の学校でこのようなやり方でよかろうかということも考えました。

どの子ども伸びる素質を持っているわけですので、その辺りを10年目を迎えて大事なことが欠け落ちているのではないかとということも、検証してみる必要があるのではないかと感じました。

以上の点で、この決算に反対する立場での討論を終わります。

○議長（山路 有君） つづいて、賛成討論を行います。討論はありませんか。他に討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で認定第1号に対する討論を終わります。これから認定第1号の採決を行います。本議案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。本案は委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（山路 有君） 起立多数と認めます。したがって、認定第1号は委員長報告のとおり、認定することに決定しました。

つづいて、認定第2号に対する討論を行います。最初に反対討論はありませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、次に賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） ないようですので、認定第2号に対する討論を終わります。これから認定第2号の採決を行います。本議案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。本案は委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（山路 有君） 起立全員と認めます。したがって、認定第2号は委員長報告のとおり認定されました。

つづいて、認定第3号に対する討論を行います。最初に反対討論はありませんか。江田議員。

○議員（3番 江田 加代君） 3番、江田です。認定第3号鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてです。私は反対する立場から討論いたします。

国策だから仕方がないのでは済まされません、大きな問題を抱えた保険制度の下での会計処理であり、制度の問題点を指摘し反対討論をいたします。

高齢化が進んでいく限り、保険料が際限なく上がっていく仕組みになっている制度であり、低所得者の医療保険料滞納に繋がる恐れがある制度であること。そもそも、後期高齢者だけを一つにまとめた医療保険制度では、制度を維持するため、医療費の窓口負担を増やさざるを得ない構造になっている。経済的な理由で、受診を控えざるを得ない高齢者が、保険料を支払っているのに、受診を我慢しなければならない、そのようになっています。

高齢者の医療費に占める国庫負担は、老人保健制度が始まった1983年は45%でした。現在は、35%に減少しています。2008年、国庫負担を減らすためにできた保険制度が、この後期高齢者医療保険制度です。病気になりやすく、怪我もしがち、慢性疾患を複数抱える人も少なくない後期高齢者が納める保険料と、公費現役世代からの支援金で運営されていますが、年金生活者が多く収入が少ないこともあり、とても基盤が弱い保険といえます。75歳以上の方は、後期高齢者になるまで国民皆保険制度の中、最も多くの保険料納めて来られた方々であるのに、お荷物扱いをされている感じを持たざるを得ません。

また、令和6年度から、出産育児一時金と子育て支援の一部が、保険料に転化されました。このようなことはやはり、先ほどありました消費税が何のために使われているのかと疑わざるを得ません。

以上をもちまして、私の反対討論といたします。よろしく願いいたします。

○議長（山路 有君） つづいて賛成討論を行います。討論はありませんか。他に討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で認定第3号に対する討論を終わります。

これから認定第3号の採決を行います。本議案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。本案は委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（山路 有君） 起立多数と認めます。したがって、認定第3号は委員長報告のとおり認定されました。

つづいて、認定第4号に対する討論を行います。最初に反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山路 有君） ないようですので、次に賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山路 有君） ないようですので、認定第4号に対する討論を終わります。

これから認定第4号の採決を行います。本議案に対する委員長の報告は可決・認定すべきものであります。本案は委員長報告のとおり、可決・認定することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（山路 有君） 起立全員と認めます。したがって、認定第4号は委員長報告のとおり可決・認定されました。

---

### 日程第13 発委第3号

○議長（山路 有君） 日程第13、発委第3号「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書についてを議題とします。提案者から提案理由の説明を求めます。河中教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（河中 博子君） 教育民生常任委員長の河中です。陳情採択の結果に基づき発委いたします。

発委第3号、令和7年9月19日、日吉津村議会議長山路有様、教育民生常任委員長河中博子。「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書について、上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第7項及び会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書案です。今、学校現場では小・中・高を合わせると、41万人を超える不登校の子供の数が、文科省調査で明らかになっています。とりわけ小・中学校では11年連続で増加し、過去最多となっています。また、貧困、いじめ、教職員の未配置など、解決すべき課題が山積しており、教職員は長時間労働の実態も改善されず、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や、授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。学習指導要領の改訂は、子どもたちのゆたかな学びの保障や、教職員の働き方改革に大きく関わります。「カリキュラム・オーバーロード」の状態を改善することが喫緊の課題であり、このため次期学習指導要領の内容の精選や、標準授業時数の削減が強く求められます。

ついては、下記の措置を講じられますよう強く要請する。記、1、子どもたちのゆ

たかな学びを保障するため「カリキュラム・オーバーロード」の早期改善に向けて、学習指導要領の内容の精選を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出する。令和 7 年 9 月 19 日、鳥取県西伯郡日吉津村議会。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、以上の 6 機関です。終わります。

○議長（山路 有君） 説明が終わりました。この際、質疑・討論はないものとし、これから採決を行います。この採決は起立によって行います。原案のとおり、意見書を提出することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（山路 有君） 起立全員と認めます。したがって、発委第 3 号は原案のとおり意見書を提出することに決定しました。

---

#### 日程第 14 発委第 4 号

○議長（山路 有君） 日程第 14、発委第 4 号少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書についてを議題とします。提案者から提案理由の説明を求めます。

河中教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（河中 博子君） 教育民生常任委員長の河中です。陳情採択の結果に基づき発委いたします。

発委第 4 号、令和 7 年 9 月 19 日、日吉津村議会議長山路有様、教育民生常任委員長河中博子。少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書について、上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 109 条第 7 項及び会議規則第 14 条第 2 項の規定により、提出いたします。

少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書案、学校現場では、貧困、いじめ、不登校、教職員の長時間労働や未配置など、解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や、授業準備の時間を十分に確保することが困難な状態となっている。ゆたかな学びや、学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や小数職種の配置増など、教職員定数改善が不可欠である。

2021 年の公立義務教育小学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律により、国の小学校の学級編制標準は、25 年度までに 35 人に引き下げられた。また、中学校においては 26 年度から引き下げる方針となっている。今後は高等学校での早期実施と、きめ細かい教育課程を進めるために、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要である。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請する。1、高等学校でも、35 人学級は早急に実現すること。また、更なる学級編制標準の引き下げ等、少人数学級について検討すること。2、学校の働き方改

革、長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や小数職種の配置増など、教職員定数改善を推進すること。3、自治体で国標準を下回る学級編制基準の、弾力的運用の実施ができるよう、加配の削減は行わないこと。4、教職員の処遇について新規採用を持続的に確保し、専門性を発揮し、意欲を持って働くことができるよう、改善に必要な財政措置を講じること。5、新卒者の就業機会や、教職員の年齢構成のバランスの確保等の観点を十分に考慮し、全ての自治体で定年引き上げ期間中に、教職員の安定的な新規採用ができるよう、定数加配措置をはじめとした必要な財政措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和7年9月19日、鳥取県西伯郡日吉津村議会、提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、以上の6機関です。終わります。

○議長（山路 有君） 説明が終わりました。この際、質疑討論はないものとし、これから採決を行います。この採決は起立によって行います。原案のとおり意見書を提出することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（山路 有君） 起立全員と認めます。したがって、発委第4号は原案のとおり意見書を提出することに可決されました。

---

#### 日程第15 議員派遣の件について

○議長（山路 有君） 日程第15、議員派遣の件についてを議題とします。お諮りいたします。この件については、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件はお手元に配付のとおり、派遣することに決定いたしました。

---

#### 日程第16 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（山路 有君） 日程第16、総務経済常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。総務経済常任委員長から、所管事務のうち会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました所管事務の調査事件について閉会中の継続調査の申し出があります。県外での調査でありますので、総務経済常任委員長の説明を求めます。

松田総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長（松田 悦郎君） 日吉津村議会議長山路有様、総務経済常任委員長松田悦郎。閉会中の継続調査の申出書、本委員会では下記の事件について、閉会中の継続調査とすることに決定したので、会議規則第75条に規定により申し出ます。

視察調査、1、調査事件として地域商社の活動について、もう一つは6次産業化の推進・防災について、調査地、高知県日高村と徳島県板野町であります。調査期間は令和7年10月22日から24日の2泊3日であります。経費は、予算の範囲内で行います。以上です。

○議長（山路 有君） 説明が終わりました。お諮りします、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

### 日程第17 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（山路 有君） 日程第17、教育民生常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。教育民生常任委員会から所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。県外での調査でありますので、教育民生常任委員長の説明を求めます。

河中教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（河中 博子君） 教育民生常任委員長の河中です。継続調査について閉会中の申し出をいたします。日吉津村議会議長山路有様、教育民生常任委員長河中博子。閉会中の継続調査の申し出です。

本委員会は、下記の事件について、閉会中の継続調査とすることに決定しましたので、会議規則第70の規定により申し出ます。調査事件、1、婚活など若者への支援について、2、学校教育と併せ夢と希望の教育について、3、フリースクールについて、調査地です。兵庫県三木市、兵庫県小野市、大阪府大阪市、調査期間、令和7年11月10日から12日まで2泊3日です。経費は予算の範囲内です。以上です。

○議長（山路 有君） 説明が終わりました。お諮りします、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

### 日程第18 広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（山路 有君） 日程第18、広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。広報広聴常任委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました調査事件について、閉会中の継続調査の申し出があります。お諮りいたします、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とする

ことにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。
- 

#### 日程第 19 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

- 議長（山路 有君） 日程第 19、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。議会運営委員長から所管事務のうち会議規則第 75 条の規定により、お手元に配付しました調査事項について閉会中の継続調査の申し出があります。お諮りします、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。
- 

- 議長（山路 有君） 以上で本定例会の会議に付議された議案はすべて終了しました。これをもって会議を閉じ、令和 7 年第 3 回日吉津村議会定例会を閉会いたします。

午後 2 時 50 分 閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するために署名する。

議 長

署名議員

署名議員